

認可保育所・地域型保育事業をご利用の保護者 各位

府中市子ども家庭部
保育支援課長 酒井 康太

保育施設における新型コロナウイルス感染症陽性者判明時の対応変更について

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止に関しましても、皆様のご協力により、保育運営を継続することができておりますことに重ねて深く感謝申し上げます。

さて、本市では、これまで多摩府中保健所が示す濃厚接触者の定義に基づき、濃厚接触者に該当する可能性の高い児童の特定を行ってまいりましたが、この度、東京都から、保健所では保育所において濃厚接触者の特定を行わない旨の通知がありました。

このことを受け、今後は、本市でも保育施設における濃厚接触者の特定は行わないこととし、陽性が判明した児童のクラスでは、登園自粛をお願いすることとしますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

1 対応の切替日

令和4年7月25日（月）

2 感染拡大防止のためのご協力について

- (1) お子さまが陽性となった場合又は家庭内等で陽性者が発生し、保健所等から濃厚接触者と特定された場合は、自宅療養期間を終えるまで登園できないこととなります。なお、お子さまに発熱や咳など呼吸器症状がある場合も登園できませんので、登園前に体温計測など健康状態の確認をお願いいたします。
- (2) 登園自粛の期間は原則として5日間としますが、7日間は健康観察をお願いいたします。
- (3) 登園自粛をお願いした場合であっても、保護者の方が仕事を休めないなどの理由で、保育が必要な場合は登園可能とします。
- (4) お子さま又は同居家族に陽性の疑いがあり、PCR検査や抗原検査を受ける場合には、速やかにお子さまが在籍する保育施設にご連絡ください。
- (5) 保育施設において集団感染のおそれがある場合などには、保健所等の判断により、必要に応じて濃厚接触者の特定を行うことがあります。
- (6) 保育施設では、熱中症防止の観点からマスクを外すことを原則としていますが、陽性が判明した児童のクラスでは可能な範囲でマスクを着用することがあります。

3 登園不可又は自粛による保育料の減額について

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次の事由により登園できなかった期間について、保育料を日割りして減額いたします。

- (1) 保育所が一部休園又は全部休園となった場合
- (2) 児童が陽性又は濃厚接触者となった場合
- (3) 児童が発熱等の症状によりPCR検査又は抗原検査を受けた場合
- (4) 児童の同居家族が陽性となった場合
- (5) 児童の同居家族が発熱等の症状によりPCR検査又は抗原検査を受けた場合
- (6) 市からの登園自粛の要請を受けてご自宅での保育にご協力いただいた場合

【問合せ】

子ども家庭部保育支援課

電 話：042-335-4172

メール：hoiku01@city.fuchu.tokyo.jp